

労働安全衛生活動には、経営トップの決意が必要です。

船橋労働基準監督署

ISOでも経営者のコミットメント（関与）を要求しているように、組織としての管理・活動には、経営トップによる方針の表明と、運営状況の理解・把握が必要です。

労働安全衛生活動についても同様に、経営トップの積極的な関与が不可欠です。

具体的な取組の例

1. 方針を表明する。

労働者の意見を聴く等し、社内的な合意形成を図りながら、方針を決定します。（安全衛生委員会がある事業場では、委員会を活用してください。）

（例）

安全衛生活動方針表明

〇〇株式会社

代表取締役 ○○ ○○

1. 労働環境を含めたあらゆる領域の環境改善は、企業の社会的責任である。
2. 労働者の安全、健康を確保することは、企業存立の基盤である。
3. 労働者全員参加のもとに、安全衛生活動を推進する。
4. 毎年〇月に、職場の安全衛生に関するリスクアセスメントを実施する。
5. リスクアセスメントに基づき、年間安全衛生活動計画を作成し、これを実施し、結果を評価する。
6. 評価結果をフィードバックし、安全衛生活動の継続的な改善を行う。

2. 実施体制を確立する。

方針に基づいた活動を実施するための担当部署の役割（責任と権限等）を決めましょう。（安全衛生委員会、安全管理者、衛生管理者等を有効に活用してください。）

実施体制は文書化することにより、全労働者が確認できるよう、また担当者が異動した場合も円滑に引き継ぐことができるようにしてください。

3. 計画の進捗状況・評価にも積極的に関与する。

指示をして終わりとはせず、その後の計画の進捗状況、評価にも積極的に関与し、効果的な活動が継続しているか把握して下さい。